

令和2年2月20日

勝山の環境

勝山市総務部

市民・環境・税務課

目 次

環境基準とは	1
1. 大気環境調査	2
2. 水質環境調査	6
3. ダイオキシン類調査	9
4. 自動車交通騒音調査	11
5. 産業廃棄物処理施設監視	12
6. 環境保全対策事業	13
7. 関係機関等との連携	15
8. 環境美化推進事業	16
9. 公害苦情処理状況	17
10. その他	18
環境用語の解説	19

【環境基準とは】

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき、政府が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定めたもの。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のこと。

従って、工場等を規制するための「排出基準」とは異なる。

【環境基本法における環境基準】

1. 環境基本法とは

環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、国の環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもので、わが国の環境政策の基本的方向を示す基本法である。

2. 環境基本法 第16条第1項

政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

3. 環境基本法における環境基準の種別

- ① 大気汚染に係る環境基準
- ② 水質汚濁に係る環境基準
 - ・ 公共用水域（河川等）の水質汚濁 ～人の健康の保護に関する環境基準
 ～生活環境の保全に関する環境基準
 - ・ 地下水の水質汚濁に係る環境基準
- ③ 騒音に係る環境基準
- ④ 土壌汚染に係る環境基準

【ダイオキシン類対策特別措置法における環境基準】

1. ダイオキシン類対策特別措置法 第7条

政府は、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2. 環境基準の種別

- ダイオキシン類による・大気汚染
 - ・ 水質汚濁（水底の底質の汚染を含む）
 - ・ 土壌汚染
- } に係る環境基準

1. 大気環境調査

1 一般環境大気調査

測定場所	勝山市昭和町1丁目 勝山市勤労青少年体育センター駐車場
測定期間	平成30年10月18日(木)～11月19日(月)
測定項目	二酸化硫黄(SO ₂)・浮遊粒子状物質(SPM)・微小粒子状物質(PM _{2.5})・一酸化窒素(NO)・二酸化窒素(NO ₂)・オキシダント(O _x)・非メタン炭化水素(NMHC)・メタン(CH ₄)・全炭化水素(THC)・一酸化炭素(CO)・風向(WD)・風速(WS)・気温(TEM)・湿度(HUM)の14項目
測定方法	大気汚染測定車「みどり号」搭載の自動測定機による連続測定
概況	<p>1. 環境濃度 全ての測定項目は、環境基準を下回っていた。</p> <p>2. 平均濃度の比較 ・平均濃度(オキシダントのみ最高濃度含む。)の比較では、大野局、福井局と比べ、微小粒子状物質、非メタン炭化水素、メタンおよび全炭化水素は低めで、二酸化硫黄、一酸化窒素およびオキシダントは同程度であった。 ・浮遊粒子状物質は、大野局よりも高く福井局よりも低かった。 ・二酸化窒素は、大野局と同程度で福井局よりも低かった。 ・一酸化炭素は、自排福井局と同程度であった。</p> <p>3. 風況 風況は、東北東から東の風が多く、風速4.1m/s以上の風はなかった。</p> <p>4. 時刻別平均濃度 時刻別平均濃度は、オキシダントは、日中に高くなる傾向が見られ、非メタン炭化水素、メタン、全炭化水素および一酸化炭素は、一日を通して大きな変化はなかった。その他の項目は、朝から昼過ぎ、夕方または夜にかけてわずかに、またはやや高くなる傾向を示した。</p> <p>5. 風向別風速別平均濃度 風向別風速別平均濃度は、風速3.1m/s以上の風は期間中15時間と少なく西寄りの風が卓越したが、いずれの測定項目も特異的な濃度の傾向は認められなかった。</p> <p>6. 結果 調査期間中、全ての測定項目は、環境基準を下回っており、良好な大気環境が維持されている。</p>

【みどり号による大気環境調査に関して】

1. 大気環境調査の目的

勝山市における一般環境大気の現況を把握し、今後の大気汚染防止対策に資することを目的として実施している。

2. 大気汚染の原因

- ・自動車の排気ガス ～二酸化窒素や浮遊粒子状物質
- ・工場からの排出ガス～二酸化硫黄
- ・大気は本来、自然の中で循環し、その過程で浄化されるが、排気ガス等が大量に排出されてしまうと自然の力では浄化できなくなり大気汚染となる。

3. 大気汚染の影響

- ・大気汚染物質が地球温暖化を始め、酸性雨や光化学スモッグなどの原因となる。
- ・人への影響として呼吸器系に障害を及ぼす。(重症になるとぜんそく、気管支炎)

4. 大気汚染物質の測定

みどり号では、下記の大気汚染物質10物質と気象観測項目4項目について測定している。その中で**二酸化硫黄・一酸化炭素・浮遊粒子状物質・二酸化窒素・光化学オキシダント・微小粒子状物質**については、環境基準が定められている。

※ 環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、環境施策に係る行政上の目標のことをいう。

大気汚染物質

・二酸化硫黄 (SO₂)

石油、石炭等を燃焼したときに含有される硫黄 (S) が酸化されて発生するもので、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われている。

【環境基準】～二酸化硫黄

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

・一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)

高温で窒素と酸素が化合して一酸化窒素を生成する。自然界では主として雷や山火事によって生じるが、その発生源の大部分は、人為的理由による。人為的な発生源として、ボイラー、自動車の排出ガス、焼却炉、石油ストーブなどである。大気へ放出された一酸化窒素は、二酸化窒素に酸化され、光化学スモッグを引き起こす原因となる光化学オキシダントを生成する。また、窒素酸化物は、大気中の水蒸気と反応すると硝酸に変化し、酸性雨の原因になると言われている。

・窒素酸化物 (NO_x)

窒素酸化物は、ものの燃焼や化学反応によって生じる窒素と酸素の化合物で、主として一酸化窒素 (NO) と二酸化窒素 (NO₂) の形で大気中に存在する。発生源は、工場・事業場、自動車、家庭等多種多様である。発生源からは、大部分が一酸化窒素として排出されるが、大気中で酸化されて二酸化窒素になる。二酸化窒素は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

【環境基準】～二酸化窒素

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内、またはそれ以下であること。

- ・一酸化炭素 (CO)

炭素化合物の不完全燃焼等により発生し、血液中のヘモグロビンと結合して、酸素を運搬する機能を阻害するなどの影響を及ぼすほか、温室効果ガスである大気中のメタンの寿命を長くすることが知られている。

【環境基準】

1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

- ・光化学オキシダント (OX)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

【環境基準】

1時間値が0.06ppm以下であること。

- ・非メタン炭化水素 (NMHC)

メタン以外の炭化水素(脂肪族飽和炭化水素、不飽和炭化水素、芳香族炭化水素)のうち、ガソリン等の揮発性有機炭素は光化学オキシダントの原因物質として古くから対策が進められてきたもの。

- ・全炭化水素 (THC)

炭化水素は、炭素と水素が結合した有機物の総称である。大気中の炭化水素濃度の評価には、光化学反応に関与する非メタン炭化水素が用いられる。

- ・浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粉じんのうち、10 μ m以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排出ガス等から発生するもので、大気中に長時間滞留し、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

【環境基準】

1時間値の1日平均値が、0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

- ・微小粒子状物質 (PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μ mの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【環境基準】

1年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m³以下であること。

- ・浮遊粉じん (SP)

大気中に長時間浮遊しているばいじん、粉じん等をいう。ばいじんとは、ものの燃焼

によって生じたすす等の固体粒子を総称したものをいう。

気象項目

- ・風向

風の吹いてくる方向。16方向で示す。たとえば、風向が北であれば、北から南に風が吹いている状態をいう。

- ・風速

1秒間に大気が移動した距離。たとえば、平均風速10m/sは、おおむね、強風注意報が発令されるレベルの風速をいう。

- ・気温

大気の温度。

- ・相対湿度

空気中の水蒸気量が飽和状態（含みうる水蒸気量が限界になった時）に比べ、どの程度含まれているかを%で表したものの。

- * ppm（ピーピーエム）

濃度を示す単位で1 ppmは百万分の1を表している。

- * μm（マイクロメートル）

百万分の1メートル。

2. 水質環境調査

I 水質汚濁に係る環境基準（河川）

1. 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目～27項目）

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	全シアン	検出さればいこと	鉛	0.01mg/ℓ以下	六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	アルキル水銀	検出さればいこと	PCB	検出さればいこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロブレン	0.002mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下	シアン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下		

2. 生活環境の保全に関する環境基準（生活項目～5項目）

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/100mℓ以下

II 勝山市内河川の状況 定時・定点観測

	九頭竜川(大渡用水取入口)				九頭竜川 (勝山橋)				九頭竜川 (市荒川大橋)			
	6/14	9/3	11/21	3/19	6/14	9/3	11/21	3/19	6/14	9/3	11/21	3/19
pH	7.5	7.4	7.6	7.3	7.6	7.6	7.5	7.4	7.6	7.7	7.6	7.4
BOD(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.5
SS(mg/L)	1	3	<1	<1	1	1	1	<1	2	2	1	1
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	790	3300	490	79	790	1300	1700	330	1700	3300	1300	4900
	九頭竜川(下荒井用水取入口)				浄土寺川 下流				滝波川 (新保橋)			
	6/14	9/3	11/21	3/19	6/14	9/3	11/21	3/19	6/14	9/3	11/21	3/19
pH	7.2	7.3	7.1	7.2	7.5	7.6	7.7	7.4	7.8	7.8	8.0	7.4
BOD(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	<0.5	0.5	0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5
SS(mg/L)	1	6	2	5	3	5	2	5	2	1	<1	<1
大腸菌群数 (MPN/100mℓ)	4900	7900	1300	3300	17000	2300	23000	7900	790	3300	490	330

Ⅲ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	全シアン	検出されないこと	鉛	0.01mg/ℓ以下	六価クロム	0.05mg/ℓ以下
砒素	0.01mg/ℓ以下	総水銀	0.0005mg/ℓ以下	アルキル水銀	検出されないこと	PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	チウラム	0.006mg/ℓ以下	シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	セレン	0.01mg/ℓ以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	ほう素	1mg/ℓ以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/ℓ以下	1,4-ジオキササン	0.05mg/ℓ以下

Ⅳ 勝山市内地下水の状況

1. 定点観測・測定40項目

測定地点	採水日	結果
遅羽町下荒井地区	H30.12.6	全て環境基準値以下
野向町薬師神谷地区		

※ 下荒井地区では5地点で年4回の大腸菌検査を実施しており、いずれも検査結果は異常なしでした。

2. 環境調査（県実施）

測定地点	測定項目	採水日	結果
元町1丁目	ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、1,2ジクロロエチレン、1,1,1トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3ジクロロプロペン、ベンゼン	H30.5.21	全て環境基準値以下
若猪野			

【水質汚濁に係る環境基準（河川）の生活環境の保全に関する生活項目 5 項目】

① BOD（生物化学的酸素要求量）

- ・ 水中の汚濁物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、数値が大きくなればなるほど、川の汚濁が進んでいるといえる。

② DO（溶存酸素量）

- ・ 水に溶けこんでいる酸素の量をいい、この数値が小さくなればなるほど、川の汚染度合は高い。
- ・ 酸素がないと魚類をはじめとする水生生物は生息できなくなり、生物の多様性が失われることになる。
- ・ 上流域の溪流では水面が波立つために酸素のとけ込む量が多く、溶存酸素量が高い。中流、下流へと、流速が低く、有機物量が増えるため、溶存酸素量は低くなる。

③ pH（水素イオン濃度）

- ・ 水質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値である。pH7は中性、それ以上はアルカリ性、それ以下は酸性を意味する。
- ・ アルカリ性が高いと、水酸化ナトリウム等を生成するので、最悪の場合は魚が溶ける。
- ・ 酸性が高いと、無機物を溶かし底質中の重金属が水に溶け出し、生物の育成に大きな影響を与える。（魚が死にます）。

④ SS（浮遊物質）

- ・ 水中に浮遊している微細な固形物（粒径 2mm 以下）の量で、この数値が大きい程、その水の濁りが多いことを示している。
- ・ 透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらが詰って死んだりする。
- ・ 浮遊物質には、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸、下水や工場排水などに由来する有機物が含まれる。

⑤ 大腸菌群数

- ・ 水の汚濁、特に人畜の排せつ物による汚れを知る尺度として用いられる。

* MPN/100ml

大腸菌群数の単位。MPN とは「Most Probable Number」の略で最確数という意味で、具体的には、水道 1 級を含む公共用水域の河川 A A 類型の大腸菌群数は 50 MPN/100ml と定められていますが、これは試験水中 100ml を培養皿で培養した場合、大腸菌のコロニーが 50 個できるという意味です。

3. ダイオキシン類調査

【ダイオキシン類とは】

1. ダイオキシン類とは

ダイオキシンは、人間がつくりだそうと思ってできた物質ではなく、人間が除草剤などの農薬やプラスチック、塩化ビニールといった化学製品を作り出しては、環境中にばら撒いたり、燃やしたりしているうちに出来てしまったもの。

大気中や土壌、河川などに排出されたダイオキシンは、動植物や魚介類に取り込まれ、最終的にはこれらを食する人の体内へと入って来る。

2. ダイオキシン類の種類

- ・ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン
- ・ポリ塩化ジベンゾフラン
- ・コプラナーポリ塩化ビフェニル

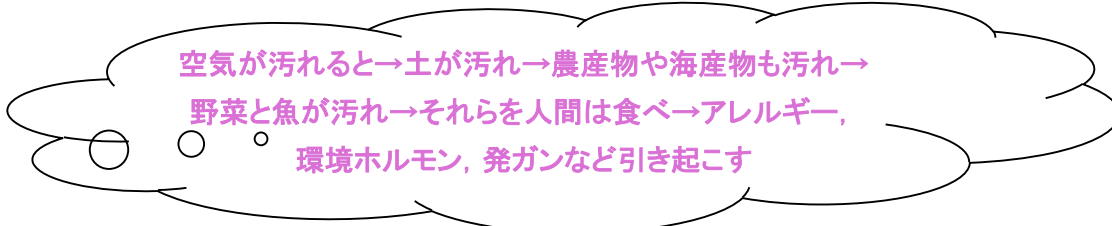
3. ダイオキシン類の性質

- ① 無色無臭の固体で、水にはほとんど溶けない。
- ② 常温では他の化学物質などと反応せず安定している。
- ③ 高温（800度以上）で、ほとんど分解される。
- ④ 日常生活で摂取する量では急性毒性は生じない。

4. 毒性と生体反応

人体にダイオキシン類が毎日堆積する事で体内に影響を与えることは様々考えられ、年をとればとるほど毒性が蓄積し体内に悪影響を与えと考えられます。

主に肝臓と脂肪組織に蓄積し、慢性的に様々な障害（発がん作用の促進、免疫抑制、出産障害など）を起こします。



空気が汚れると→土が汚れ→農産物や海産物も汚れ→
野菜と魚が汚れ→それらを人間は食べ→アレルギー、
環境ホルモン、発ガンなど引き起こす

【ダイオキシン類調査結果】

1 勝山市測定結果

種 別	測定月日	場 所	結 果	参 考
放流水 地下水	H30.11.29	グリーンヒル上野	0.00077 pg-TEQ/ℓ	排出基準 10pg 環境基準 1pg
		周辺井戸（岩ヶ野）	0.000036 pg-TEQ/ℓ	
		周辺井戸（上野）	0.00048 pg-TEQ/ℓ	

*1 ng（ナノグラム）＝10億分の1グラム、pg（ピコグラム）＝1兆分の1グラム

*2 ① 地下水及び河川水のダイオキシン類を計算する場合、**環境基準**の計算方法を用いる。これは、検出下限以上で定量下限未満の値はそのままの値を用い、検出下限未満のものは試料における検出下限の1/2の値を用いる。

② 放流水のダイオキシン類を計算する場合、**排出基準**の計算方法を用いる。これは定量下限未満の実測数値を0として算出する。

2 福井県測定結果（平成30年度版 福井県環境白書より）

種 別	測定月日	場 所	結 果	福 井 県 内 測定結果平均値	参考事項 (環境基準値)
水 質 底 質	H29.9.25	鹿谷町荒鹿橋	0.063pg-TEQ/ℓ 0.21pg-TEQ/ℓ	0.12pg-TEQ/ℓ 3.4pg-TEQ/g	(1pg-TEQ/ℓ) (150pg-TEQ/g)

環境基準…………… 環境上の条件について人の健康を保護する上で望ましい基準とされており、環境基準を超過したからといってただちに人の健康に影響を及ぼすものではない。

TEQ（毒性等量）…… ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーPCBの総称。これらは化合物によって毒性の強さが大きく異なるため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するときには、最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として、その他の化合物の毒性の強さを2,3,7,8-TCDDに換算し、それらの濃度を足し合わせて評価する。この場合に「TEQ」という表示が使われる。

4. 自動車交通騒音調査

目的	騒音防止法に基づき、勝山市内の幹線道路を担う道路に面する地域の自動車交通騒音の状況を監視することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。				
日時	平成30年12月12日・13日				
調査方法	24時間連続での測定				
調査場所	※平成29年から3年間測定実施。（5年のうち3年、3箇所を順次測定）				
測定結果	測定年度及び測定場所等	道路端騒音レベル		残留騒音レベル	
		昼間	夜間	昼間	夜間
	平成30年度 一般国道157号線（岡横江地籍） JAテラル越前 南部総合施設センター前	65	58	48	48
	環境基準	70	65	*単位はdb（デシベル）	
要請限度	75	70			
<p>*1 道路端騒音レベル 24h連続し、10分毎の等価騒音レベル（騒音の平均値）を測定し、時間で積算し、平均値を出した数値。</p> <p>*2 残留騒音レベル 道路端騒音レベルで、自動車盗通行のない時の騒音数値。</p> <p>*3 昼間＝6：00～22：00 夜間＝22：00～6：00</p> <p>*4 要請限度値 騒音規制法第17条の規程により、「知事が、指定地域内における自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときに、公安委員会に対し道路交通法の規程による措置をとるべきことを要請することができ、また、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができる基準」</p> <p>*5 環境基準値 環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準</p> <p>*6 db（デシベル） 騒音の大きさを表す単位で、10デシベル大きくなると人の耳では音の大きさが2倍になったと感じる。</p>					

5. 産業廃棄物処理施設監視

1. 鹿谷町保田地籍の産業廃棄物中間処理（焼却）施設 【(株)ミズシマ】

平成19年10月末に親会社の水島運輸(株)が自己破産したことに伴い、運転資金繰りに行き詰まり経営状況が悪化、平成20年6月には休業状態に陥り、県に対し同年7月「休業届」を提出し、現在も休止中。

2. 北谷町谷地籍の産業廃棄物最終処分場（埋立型） 【(有)吉本重建】

平成14年から平成17年まで産業廃棄物を搬入していた。現在は搬入なし。

(1) (有)吉本重建測定

測定年月日	測定項目	結果
平成30年5月17日～ 平成30年11月21日	地下水(上) (健康(有害)) 29項目	全て基準値以内
	地下水(下) (健康(有害)) 29項目	全て基準値以内
	浸透水 (健康(有害)及び生活環境) 44項目	全て基準値以内
* 勝山市との公害防止協定日 平成10年8月3日		

※ 環境基本法に基づいた水質汚濁に係る環境上の条件で、「人の健康の保護」及び「生活環境の保全」に関する上で維持されることが望ましい基準

(2) 勝山市実施

測定年月日	測定項目	結果
平成30年11月29日	放流水のダイオキシン類濃度	0.0024pg-TEQ/L 基準値以内 (排出基準10以下)

※ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質汚濁に係る環境上の条件について定められた人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準

(3) 福井県測定

測定年月日	測定項目	結果
平成30年7月12日	浸透水27項目	全て基準値以内

※ この基準値については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物処理施設の安定型最終処分場に係る浸透水の基準

6. 環境保全対策事業

1 住宅用太陽熱利用設備設置促進事業

平成29年度実績 0件 (※県の施策終了とともに本市も平成29年に終了)
平成28年度実績 1件

2 勝山市木質バイオマスストーブ設置促進事業

平成29年度実績 0件 (※利用者ないため平成30年度を最後に終了)
平成28年度実績 0件

3 生ごみ処理機等の購入補助事業

生ごみ処理機及び生ごみ処理堆肥化容器の購入時、購入費の一部を助成
(平成21～30年度・・・計53件)

平成30年度実績 2件 (生ごみ処理堆肥化容器 2件)
平成29年度実績 2件 (生ごみ処理堆肥化容器 2件)

4 ごみの減量・リサイクルの推進へ向けた取組み

- ・ 大野市と連携して、事業所から排出される「シュレッダー紙くず」のリサイクル化を図るため、事業所に対し燃やせるごみでなく資源ごみとして排出するよう協力依頼を行いシュレッダー紙くずのリサイクルに取り組んでいる。
- ・ 「燃やせるごみ」の約5割は紙類であることから、資源ごみとして分別して排出するよう「ごみの減量・資源化」をチラシ配布や広報に掲載して啓発した。
- ・ 各地区・団体（学校、子供会）での古紙（新聞紙、雑誌等）類の集団回収に対して補助金を交付。
- ・ 各地区老人会等の会合へ出向き、「ゴミの減量・資源化」を呼掛け啓発活動を行った。

5 勝山市のごみ排出量等

・ ごみ排出量の推移

区 分	可燃ごみ (t)		不燃ごみ (t)		資源ごみ (t)			計 (t)
		一人-日当(g)		一人-日当(g)		集団 回収分(t)	一人-日当(g)	
24年度	6,702	721	340	37	385	1,279	179	8,706
25年度	6,747	724	315	34	378	1,268	177	8,708
26年度	6,668	727	260	28	342	1,547	206	8,817
27年度	6,743	746	268	30	359	1,082	159	8,452
28年度	6,614	744	274	31	342	1,099	162	8,329
29年度	6,555	748	297	34	353	1,084	164	8,289
30年度	6,711	789	293	34	387	1,061	170	8,452

・ ごみのリサイクル率

区 分	ごみ総量(t)	リサイクル量 (t)			資源化率 (%)
		資源化量	集団回収分	計	
24年度	8,706	1,103	1,279	2,382	27.4
25年度	8,708	1,092	1,268	2,360	27.1
26年度	8,817	1,003	1,547	2,550	28.9
27年度	8,452	1,019	1,082	2,101	24.9
28年度	8,329	1,001	1,099	2,100	25.2
29年度	8,289	1,001	1,084	2,085	25.2
30年度	8,452	1,145	1,061	2,206	26.1

・ 資源化物内訳

単位：t

	アルミ 缶	スチール 缶	ビン類	金属類	古紙類	発泡 スチロール	ペット ボトル	廃プラ 類	その他	計
24年度	35	52	128	574	250	—	40	—	24	1,103
25年度	34	45	110	567	272	—	40	—	24	1,092
26年度	33	32	105	484	245	—	31	—	65	1,003
27年度	32	40	104	484	279	—	33	—	55	1,019
28年度	32	30	95	499	249	—	31	—	65	1,001
29年度	29	25	94	505	252	—	29	—	67	1,001
30年度	30	24	99	634	269	—	31	—	58	1,145

7. 関係機関等との連携状況

～平成30年中～

1 福井県奥越ブロック廃棄物不法処理防止連絡協議会（勝山市・大野市）

会員機関	奥越健康福祉センター(事務局)、勝山市、大野市、奥越土木事務所、奥越農林総合事務所、勝山警察署、大野警察署、九頭竜森林組合、(一社)福井県産業廃棄物協会、勝山市消防署、大野市消防署、勝山市漁業協同組合、大野市漁業協同組合、奥越漁業協同組合
パトロール活動	・各会員の通常業務を通して不法投棄重点監視箇所等を巡回 ・会員合同パトロールの実施 6月19日(火)
不法投棄物撤去活動	平成30年同協議会で撤去する市内の不法投棄事案0件。
啓発活動	不法投棄防止や河川美化等を広報かつやま、市ホームページに掲載

2 奥越健康福祉センター

パトロール活動	概ね月1回実施 (産業廃棄物処理施設立入および不法投棄防止合同パトロール重点箇所を中心に巡回)
公害苦情処理活動	不法投棄、水質事故、野焼き等に対する苦情対処
啓発活動	不法投棄防止、河川美化等の啓発広報チラシを街頭配布
環境美化活動等への協力	中学校や市民団体等が実施する清掃奉仕美化活動等への参加、支援

3 福井県、石川県、白山市との合同越境監視パトロール

関係機関	福井県循環社会推進課・奥越健康福祉センター、勝山市 石川県廃棄物対策課・石川県中央産業廃棄物監視機動班、白山市
合同越境パトロール	年2回実施 7月3日(火)、10月11日(木) 国道157号県境周辺重点監視ポイントの不法投棄状況の確認と撤去

4 勝山警察署

取締・指導・警告	廃棄物不法投棄事案や野焼き事案等に対して、連携した対応を実施。 平成30年12月6日、市職員が市内で不法投棄を行う行為者を発見し声掛けを実施。行為を確認し警察へ通報。廃掃法にて検挙し、投棄物については行為者に撤去させる。
----------	---

5 各種団体

奥越土木事務所	各種団体が実施する地域清掃奉仕美化活動等への参加や、その後収集された廃棄物に対する廃棄清掃支援を共同実施。 (クリーンアップ九頭竜川事業、各種団体、各中学校清掃奉仕等)
---------	---

8. 環境美化推進事業

～平成30年中～

1 環境月間・不法投棄防止月間

環境月間（6月）	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンアップふくい大作戦 <ul style="list-style-type: none"> ・全市一斉清掃～6月3日(日)実施 ・広報かつやま（6月号）に環境月間特集記事掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・河川清掃、ごみ減量化運動の紹介 ・市施設におけるライトダウンの実施 ・夏場の毎週水曜日ライトダウン
不法投棄防止月間 （11月～12月）	<ul style="list-style-type: none"> ・県合同パトロール（2回実施） ・警察とのパトロール（4回実施） ・不法投棄現場を確認、行為者を特定し警察へ通報。検挙。 ・広報かつやま、ホームページにおいての不法投棄防止の啓発。

2 環境美化啓発活動

広報かつやま	<ul style="list-style-type: none"> ・5月号 全市一斉清掃のおしらせ ・6月号 河川清掃、ごみ減量化運動の紹介、投棄防止の広報 クリーンアップ九頭竜川2018の開催広報 ・12月号 環境フォーラムの紹介
ホームページ	ごみカレンダー、クリーンアップふくい関係情報、不法投棄防止、野焼きの禁止、市民参加型清掃奉仕活動、省エネ

3 環境美化活動

地区・市民団体等 主体	<ul style="list-style-type: none"> ・5月27日 北部中学校親子行事～九頭竜川地域美化活動 ・6月3日 市内各地区一斉清掃美化活動 ・6月22日 中部中学校生徒会～浄土寺川及び地域清掃美化活動 ・8月26日 市内環境団体の「クリーンアップ九頭竜川」の実施 ・9月27日 南部中学校生徒会～淀川及び地域清掃美化活動
市主体	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンアップかつやまの実施 毎月1日の昼休み時間を利用して、市役所職員が地域のゴミ拾い、草刈等清掃ボランティア活動の実施 ・清掃支援活動 年間約50団体への清掃支援 自治会等が実施した地域の清掃美化活動における撤去したごみの回収支援

9. 平成30年度 公害苦情処理状況

1. 公害苦情集計結果

期 間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで					
申立総件数	7件		措置件数	終結7件 継続0件		
内 訳	種 別	件数	内 容	種 別	件数	内 容
	大気汚染	2件	野外焼却 2件	粉塵汚染	1件	砕石場からの粉塵
	水質汚濁	1件	工場排水 1件	悪 臭	0件	
	不法投棄	3件	産業廃棄物 1件 一般廃棄物 2件	地盤沈下 その他	0件	
※ 例外規定に該当もしくは抵触する野焼きや、軽微な事案を除く						

2. 公害苦情の件数とその内訳

(1) 公害苦情件数

受理件数 7件（前年比+2件）

(2) 内訳

【大気汚染 2件】

- ・解体依頼された工場廃材を焼却。（警察へ引継ぎ。検挙。）
- ・自宅解体廃材を焼却。（警察と現場確認。検挙。）

【水質汚濁 1件】

- ・工場の未届排水を確認。（奥越健康福祉センターへ通報。行政指導。）

【不法投棄 3件】

- ・工場廃材を自己所有の土地周辺へ投棄。（警察へ引継ぎ。検挙。）
- ・テレビ等の家電の処分に困って山へ投棄。（警察が現場確認。検挙。）
- ・廃材を九頭竜河川へ投棄。（警察と現場確認。検挙。）

【粉塵汚染 1件】

- ・砕石所からの粉塵。（奥越健康福祉センターへ通報。行政指導。）

10. その他

持続可能な開発目標（^{エス・ディー・ジーズ}SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

（外務省ホームページより）

第5次環境基本計画とSDGs

2018年4月に閣議決定された第5次環境基本計画では、SDGsとパリ協定が採択された2015年を「転換点」として捉えており、SDGsの考え方も活用して複数の課題を統合的に解決することが重要であるとしています。

そして、目指すべき社会の姿から振り返って現在すべきことを考える「バックキャストिंग」の重要性を紹介するとともに、SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結すると述べています。

さらに、多様な主体によるパートナーシップが、SDGsの基本的な考え方であることを示し、その充実・強化が必要不可欠であるとしています。（環境省ホームページより）

SDGs 17のゴール

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1. 貧困をなくそう | 10. 人や国の不平等をなくそう |
| 2. 飢餓をゼロに | 11. 住み続けられるまちづくりを |
| 3. すべての人に健康と福祉を | 12. つくる責任 つかう責任 |
| 4. 質の高い教育をみんなに | 13. 気候変動に具体的な対策を |
| 5. ジェンダー平等を実現しよう | 14. 海の豊かさを守ろう |
| 6. 安全な水とトイレを世界中に | 15. 陸の豊かさを守ろう |
| 7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16. 平和と公正をすべての人に |
| 8. 働きがいも経済成長も | 17. パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9. 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

環境用語の解説

(福井県環境白書～平成29年度版より抜粋)

－あ行－

硫黄酸化物

硫黄と酸素の化合したもので、主なものに二酸化硫黄があります。ボイラー等で硫黄を含んだ燃料を燃焼することによって発生し、人に対しては慢性気管支ぜん息など気道部に影響を与えているといわれています。

一酸化炭素

炭素化合物の不完全燃焼等によって発生し、人の血液中のヘモグロビンと結びついて体内への酸素補給を阻害し、ひどいときには窒息に至ります。

一般廃棄物

廃棄物処理法において、産業廃棄物以外のものと定義されており、具体的には、ごみ(生活系ごみと事業系ごみに区分)やし尿などを指します。

オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、強い紫外線を受け、光化学反応を起こして生成するオゾンやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)などの総称であり、眼のチカチカやのどの痛みなどを引き起こすといわれています。

温室効果

大気中の二酸化炭素やメタンなどの気体が、太陽光線の熱を吸収した地表面から放射する赤外線を吸収し、地球を暖める現象を温室効果といい、こうした効果をもたらす気体を温室効果ガスといいます。

温室効果ガスには様々なものがありますが、1997年12月の「地球温暖化防止京都会議」での排出削減対象となったのは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6物質です。

－か行－

カドミウム

四大公害病の一つイタイイタイ病の原因物質とされており、大量に体内に入ると慢性中毒となり、腎尿細管の再呼吸機能が阻害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こすといわれています。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、環境基本法第16条に基づき、政府が、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定めることとされています。

また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、政府がダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)および土壌汚染について定めることとなっています。

従って、工場等を規制するための排出基準とは性格が異なります。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、また国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、国の環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めたもので、いわば、環境の憲法です。平成5年11月に制定されました。

公害

環境基本法において、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、震動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じること」と定義されており、これら7種類の公害は「典型7公害」と呼ばれています。

光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが太陽光線中の紫外線を受けて二次的に新たな汚染物質が生成する現象をいい、夏の日差しが強く、風の弱い日に特に発生しやすい傾向があります。光化学スモッグが発生すると、眼がチカチカする、のどが痛む、胸が苦しくなるなどのほか、植物の葉などに可視被害が出るのが知られています。

一さ行一

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他について廃棄物処理法で定められています。

酸性雨(湿性大気汚染)

雨は、もともと空気中の二酸化炭素を吸収するため弱い酸性ですが、酸性雨とは、化石燃料等の燃焼に伴い発生する硫酸酸化物や窒素酸化物を取り込むことによって、より強い酸性に変化した雨のことをいいます。

酸性雨は、1960年代から北米やヨーロッパで湖沼や森林等の生態系あるいは遺跡等の建造物などに大きな影響を及ぼすとして、問題化してきました。

なお、酸性の強さはpH(ピーエッチ)で表し、pHが低いほど酸性の度合いが大きいことを示します。

ーた行ー

ダイオキシン

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)類およびコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)類の総称をいいます。

炭化水素(HC)

メタンを除く炭化水素(「非メタン炭化水素」という。)は、光化学オキシダントの原因物質の一つと考えられており、自動車、塗装工場、有機溶剤使用工場やガソリンスタンドなど、種々の発生源から排出されています。

地球温暖化

地球の温度は、太陽からの日射エネルギーと、地球から放出される熱放射とのバランスによって定まります。

加熱された地表面は赤外線を放射しますが、大気中には赤外線を吸収する「温室効果ガス」があり、地表面からの放射熱を吸収します。

二酸化炭素など温室効果ガスの濃度増加により、平均気温が上昇する現象をいいます。

窒素酸化物

窒素と酸素が結合した化合物で、一酸化窒素や二酸化窒素があり、ボイラーや自動車等から排出される代表的な大気汚染物質の一つです。

呼吸器系疾患の原因物質の一つとされています。

ーな行ー

二酸化硫黄(SO₂)

燃料中の硫黄分は燃焼すると、ほとんど二酸化硫黄として排出されます。

二酸化硫黄は無色で刺激臭のある気体で、粘膜質、特に気道に対する強い刺激作用があります。

二酸化窒素(NO₂)

燃料中の窒素分や空気中の窒素が酸化されて生成する、赤褐色で刺激性の気体です。

ーは行ー

廃棄物最終処分場

廃プラスチック類やゴムくずなどを処分できる「安定型」、安定型に処分できる5品目以外の廃棄物で有害物を含まないものを処分できる「管理型」、有害なものも処分できる「遮断型」の3種に分類されます。

なお、本県には、遮断型の最終処分場はありません。

微粒子状物質(PM2.5)

浮遊粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下のものをいいます。
平成21年度に環境基準が設定された物質で、発生源等の調査は今後行われます。

砒素

金属と非金属との中間的性質を持つ元素であり、化合物は毒性が強いです。
自然界にあっては、主として、銅・鉄・水銀・ニッケルなどの鉱物と共存し、自然水中に溶出することがあり、地下水に溶出した場合、その汚染が問題となるケースがあります。
平均的な含有量は、海水中で $2.3\mu\text{g/l}$ 、地殻中で $0.5\mu\text{g/l}$ です。

浮遊粒子状物質

浮遊粉じんのうち、 $10\mu\text{m}$ 以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーやディーゼル自動車の排ガス等から発生し、気道や肺に沈着して人体に悪影響を与えるといわれています。

フロン

フッ素と炭素等からなる化合物で、クロロフルオロカーボン(CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)などがあります。
オゾン層を破壊する原因物質の一つとされており、破壊する程度の強いフロンは、生産が全廃されています。
主に、冷蔵庫やカーエアコン等の冷媒、精密機械等の洗浄剤、エアゾール製品の噴射剤などに使用されてきました。

ーや行ー

有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のことをいい、該当する可能性のある物質として248種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質(優先取組物質)としてトリクロロエチレン等23種類がリストアップされています。

BOD(生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

BODが大きいほど、河川の汚濁が進んでいることになります。

COD(化学的酸素要求量)

水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標です。

CODが大きいほど、汚濁が進んでいることになります。

pH(ピーエイチ、水素イオン濃度指数)

水質の酸性やアルカリ性を示す指標であり、pH7は中性、それ以上はアルカリ性、それ以下は酸性を意味します。

SS(浮遊物質)

水中に浮遊している微細な固形物の量をいい、これが大きいほど水の濁りが多くなります。